



平成25年9月26日

各 位

会社名 アトミクス 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 和幸
(JASDAQ・コード 4625)
問合せ先
役職・氏名 管理統括部長 富士田 学
電 話 03-5297-1801

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成25年8月26日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成25年8月27日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成25年9月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成25年8月26日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付け者の名称及び所在地

アトミクス株式会社 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成25年8月27日（火曜日）から平成25年9月25日（水曜日）まで（20営業日）

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成25年8月27日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたしました。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

（注）平成25年9月17日に稼動した次世代EDINETにおける上記電子公告アドレスは、

<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/> に変更されております。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金400円

(5) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日
平成25年10月18日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主の場合

－ 1 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

－ 2 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額については、7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

② 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合は、当該超過部分の金額については、配当とみなして、7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 25 年 9 月 25 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成 25 年 10 月 17 日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	2,300,000株	— 株	2,200,000株	2,200,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

アトミクス株式会社 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- (1) 取得した期間 平成 25 年 8 月 27 日から平成 25 年 9 月 25 日まで
- (2) 取得した株式の種類 普通株式
- (3) 取得した株式の総数 2,200,000 株
(注) 発行済株式総数に対する割合 23.30%
(小数点以下第 3 位を切り捨て)
- (4) 株式の取得価額の総額 880,000,000 円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けをもって平成 25 年 8 月 26 日開催の取締役会において決議いたしました会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 平成 25 年 8 月 26 日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する期間 平成 25 年 8 月 27 日から平成 25 年 10 月 18 日まで
- (2) 取得する株式の種類 普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 2,300,100 株 (上限)
(注) 発行済株式総数に対する割合 24.36%
(小数点以下第 3 位を切り捨て)
- (4) 株式の取得価額の総額 920,040,000 円 (上限)

III. その他

本公開買付けにより、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じる予定です。当該事項に関しましては、本日別途公表しております「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上